

みらい1分ニュースレター

2010/3/29 第32号
毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

前回に引き続き、最近発行した通知内容です。公布された法令の施行細則や実務上の指針が発表されて初めて、大幅な税額減を認識できることもあります。最新の情報を仕入れたいものですね。

みらいコンサルティング(株)
国際ビジネス部
中国ニュース配信サービス事務局

Peoples Republic of China

「企業所得税法の実施 における税収問題に関する通知」

—その2 国税函「2010」79号

テーマ

←ポイント

- ✓ 公布部門: 国家税務局
- ✓ 発 効: 2010年2月22日
- ✓ 影 響: 中国企業所得税法上、債務再編による収益などの8つの収益をどのように認識すべきかが明確化されました。

←解 説

◆ [債務再編による収益]

企業が債務再編を行う場合、債務再編契約または協議が発効し、かつ出資持分変更手続の完成時に、経理上その収益を認識します。2003年3月1日以前及び2008年1月1日以降の収益には課税されませんが、その以外の期間の収益については課税されます。

◆ [固定資産の新規購入時の税金計算について]

企業が固定資産を新規に購入して使用しているにも関わらず、工事代金が未決済のため全額の領収書を取得していない場合、まず契約書上の金額を固定資産の税額計算基礎として減価償却を行い、領収書の入手後に調整を行なう。当該調整は使用後12ヵ月以内に行われなければならない。

◆ [企業の開業準備期間に発生した費用について]

企業は事業を開始した年度から損益計算を開始し、それ以前の開業準備期間に発生した費用については、事業を開始した年度に一括して費用処理するか、もしくは、長期前払い費用として一定期間にわたり償却する。

◆ [持分投資業務を行う企業の交際費]

持分投資業務を行う企業（グループ会社の本部・ベンチャーキャピタル等を含む）は、被投資企業から分配された配当及び持分譲渡収入について、規定の比率に基づいた金額を交際費と相殺控除することができる。

(執筆: 李 東旭 li dongxu)

 **みらいコンサルティンググループ**

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>
税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所



◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階
◇[大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14
◇[名古屋事務所] 愛知県名古屋市中区栄2-11-7

TEL: 03-3519-3970(代)
TEL: 06-4705-7010
TEL: 052-253-5606